

2024年10月22日

日本行政書士会連合会会長 殿

「建設分野の2号特定技能外国人に求める班長実務経験」
に関する周知のお願い（依頼）

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部長 （印省略）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「建設分野の2号特定技能外国人に求める班長実務経験」に関しては、CCUSでの就業履歴証明等が要件とされていますが、周知されていない状況です。

つきましては、要件を以下に記載いたしますので、その周知に関し、

- ・建設業許可申請等及びCCUSに関わる行政書士
- ・建設分野の技能実習生や1号特定技能の外国人に関わる申請取次行政書士の皆様のご協力をお願い申し上げます。

A. 「建設分野の2号特定技能外国人に求める班長実務経験」に関する要件

※ 以下に記載する書類は、[「概要、関係資料【特定技能制度（建設分野）】」](#)から引用しています。

1. [「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和5年6月9日一部改正）](#)

第1節 第1項（2）アの「建設分野の2号特定技能の技能水準」として、評価試験又は技能検定の合格とともに、「班長としての実務経験」が要件とされています。

2. [建設分野の2号特定技能外国人に求める「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験」について](#)

2.1 CCUSによる能力評価基準の設定のある職種

(1) 実務経験

[建設分野運用要領別冊（ガイドライン）](#) 別表6-8の「土木」、「建築」、「ラ

「イフライン・設備」業務区分に対応する CCUS の能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル 3 相当の「就業日数（職長＋班長）」が必要です。

(2) 確認書類

原則として、**CCUS におけるレベル 3 の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し**又は 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書（分野参考様式第 6－3 号。（以下「申告書」という。））**及び CCUS における技能者情報の表示画面の写し**（就業日数（職長及び班長）の分かる画面及び職種ごとの就業履歴数（職長及び班長）が分かる画面に限る。）**が必要です。**

CCUS に蓄積されていない就業日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参考様式第 6－3 号別紙の経歴証明書により確認されます。なお、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入する必要があります。

(注) [分野参考様式第 6－3 号「2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書」の記載例](#)

2.2 CCUS による能力評価基準の設定のない職種

(1) 実務経験

「就業日数（職長＋班長）が 3 年（勤務日数 645 日）以上」が必要です。

(2) 確認書類

原則として、**CCUS における技能者情報の表示画面の写し**（就業日数（職長及び班長）の分かる画面及び職種ごとの就業履歴数（職長及び班長）が分かる画面に限る。）**が必要です。**

CCUS に蓄積されていない就業日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参考様式第 6－3 号別紙の経歴証明書により確認されます。なお、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入する必要があります。

B. CCUS 登録技能者の能力評価制度における能力評価基準

能力評価基準は、国土交通省 HP の「[【CCUS ポータル】能力評価制度について](#)」の「能力評価基準一覧」の「能力評価対象職種」ボタンをクリックすると、表示されます。

C. CCUS 登録技能者の能力評価制度における CCUS に蓄積されていない経験の評価方法

能力評価制度における「CCUS に蓄積されていない経験の評価方法」は、「[建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン](#)」（令和 5 年 6 月 14 日改訂）により、経歴証明による就業日数の起算点を、建設業に関する保有資格の取得年月日等を活用して、当該取得年月日等の属する月とすることを基本とし、令和 6 年 3 月 31 日までを就業日数とする「特例措置」

が、令和11年3月31日までの間認められています。

この「特例措置」の認められる期間に能力評価申請を行い、レベル3の認定を受けることが、「建設分野の2号特定技能外国人」に認定される上で有用と考えます。

職長及び班長の就業日数は、CCUSに登録された「職長教育（労働安全衛生法第60条）修了証」や「職長・安全衛生責任者教育（労働安全衛生法第16条及び第60条）修了証」の交付日を起算点として算出することができます。詳細な要件は、[能力評価実施団体](#)へご確認ください。

(注) 青字でアンダーラインがある部位は、WEBサイトへのリンクを埋め込んでいます。

【お問い合わせ先】 CCUS 登録行政書士窓口

メールアドレス：inquiry_ccus@kensetsu-kikin.or.jp